

公務ネットニュース

発行元＝全労連公務部会・公務労組連絡会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 TEL03-5842-5639 FAX03-5842-5620

E-mail⇒ mail@komuroso.org URL⇒ <https://komuroso.org/>

2021年6月4日

NO. 1293

定年延長法案が可決・成立

定年年齢の引き上げに関する国家公務員法等改正法案と地方公務員法改正法案が、本日の参議院本会議で採決が行われ、賛成多数で可決・成立しました。これにより、国家公務員等は、2023年度に60歳に到達する者から定年年齢が1歳ずつ段階的に引き上げられます。

また、地方公務員は法の成立をうけ、国家公務員と同じく、2023年度に60歳に到達する者から定年年齢を段階的に引き上げるため、各自治体での条例制定に向けた動きが本格化します。

なお、それぞれの法案について、附帯決議がつけられています。

公務部会・公務労組連絡会は、法律の制定を受けて事務局長の談話を発表しました。

定年引き上げの国家公務員法等改正法の成立にあたって（談話）

2021年6月4日

公務労組連絡会

事務局長 秋山 正臣

国家公務員の定年を引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、本日参議院本会議において賛成多数により成立した。昨年の通常国会で廃案以降、政府に対し、早期の対応を求めてきた雇用と年金の接続を図る定年引き上げがようやく実現することとなった。しかしながら、あまりにも多くの時間を要したことに強い不満を表明する。

法の成立により、2023年度に60歳に到達する者から定年が段階的に引き上げられ、2031年度に65歳定年が完成することとなる。それまでの間、60歳に到達した者の賃金水準は7割に引き下げられる。また、現行の再任用制度が暫定措置として存置され、新たに定年前短時間再任用制度が創設される。

人事院が行った「退職公務員生活状況調査」（2020年調査）によれば、定年退職後も働きたい理由として、「日々の生計維持のために必要」が85.0%となっており、年金支給がなければ働かざるを得ない実態を現している。別の設問では、「65歳まで働きたい」35.0%、「年齢に関係なく、働けるうちはいつまでも働きたい」20.8%、「老齢厚生年金（報酬比例部分）支給開始年齢まで働きたい」18.6%と就労意欲の強さが現れている。

こうした調査結果からも、生活するために働かなければならない現実がある。定年引き上げは行われるが、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降、同じ職務を続けていても給与水準が7割に引き下げられることは最大の問題だ。現場でコツコツ働き続けた職員、家庭事情などによって管理者になれなかった女性など、現場第一線で国民のために働いてきた低い賃金水準におかれてきた職員も否応なく賃金が引き下げられる。同じ職務でありながら、年齢のみを持って給与水準が

引き下げられることは認められず、厳しく抗議する。

定年延長で定年退職者が発生しない年度が隔年で生じるが、現在の定員管理を続けるならば、その年は新規採用者が行えないこととなる。行政運営上、継続的な採用を行うことが必要であり、新卒の公務志望者が応募の機会を与えられない事態を生じさせないことも必要だ。

政府は、具体的な対応策を明らかにしていないが、各省庁の実情に応じたきめ細やかな対応を行うよう求めるとともに、定員管理手法を改め、長時間過密労働の実態を直視して大幅な定員増を図るよう強く求める。

公務労組連絡会は、公務労働者の生活改善、公務・公共サービス・教育の拡充をめざし、憲法改悪反対、防災・感染症対策の強化など国民的な課題と結びつけ、諸要求の前進めざして全国の仲間とともに全力で奮闘する決意を改めて表明する。

(以 上)

参考資料

国家公務員法等改正法 附帯決議

政府及び人事院は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じるべきである。

一 高齢期の職員の活躍の場を確保する定年の引き上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知を結集し情熱を持って職務に従事することを可能とするとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、リモートワークの推進等の国家公務員の働き方改革を一層強力に推進すること。

二 段階的に定年を引き上げる期間において職員の年齢構成が偏ることがないように、必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員を確保するなどの措置を講ずること。また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策により明らかとなった公務組織の脆弱性を解消するとともに、業務の合理化や国から地方への権限移譲により人員体制の適正化を図り、国家公務員の超過勤務の縮減に資するなど、定員について必要な見直しを行うこと。あわせて、高齢期も含む職員に対し、最新の知見や技術を習得するための必要な研修を実施する等、若年及び中堅層の長時間労働の是正等に資するよう必要な措置を講ずること。

三 本法附則第 16 条第 2 項に基づき、給与制度について順次必要な検討・措置を行うに当たっては、人事院は、労働基本権制約の代償機関としての責務を確実に果たすとともに、職員団体等の関係者の納得を得る努力を最大限に行うこと。その際、できるだけ早期に検討・措置のスケジュール等を示すとともに、特に高齢期の職員が自らの知識、技術、経験等を遺憾なく発揮し、その貢献が処遇に的確に反映されるよう必要な措置を併せて講ずること。

四 管理監督職勤務上限年齢制により降任等となった職員について、その培ってきた知識、技術、経験等を十分に発揮できる職務を明確に付与するよう努めること。また、職員が役割の変化を十分理解して職務に当たることができるよう、意識改革のために必要な研修を実施する等、職員が定年まで意欲を持って安心して職務に従事できる職場環境等を整えること。

五 定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者による恣意的・一方的な適用とならないよう必要な措置を講ずること。

六 定年の引上げとともに、高齢期の職員の知識、技術、経験等の発揮と活躍を促すため、暫定再任用職員に対する適正な処遇を講ずること。あわせて、現行制度における再任用職員に対しても適正な処遇を講ずること。

七 高年齢者雇用安定法等の改正による 65 歳以降の就業機会の確保及び就業の促進を踏まえ、政府及び人事院において国家公務員における 65 歳以降の就業の在り方について必要な検討を行うこと。

八 定年の引上げの実施に伴い生じる諸課題について、職員団体等の関係者との協議を行い、円滑な実施を図ること。

九 新型コロナウイルス感染症対策について、国民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務が遂行できるよう環境整備に努めること。特に、妊娠している職員に対する業務軽減や感染防止について、より厳格な措置の検討と具体化を速やかに行うこと。

右、決議する。

地方公務員法改正法 附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項について適切に対応すべきである。

一、地方公務員の定年年齢は、国家公務員の定年年齢を基準として条例で定めることとされていることに鑑み、小規模団体を含む全ての地方公共団体において地方公務員の定年年齢の引上げに関する関係条例の整備が、国家公務員の定年年齢の引上げの施行に断じて遅れることのないよう、制度設計に必要な情報を早期かつ十分に提供するなど、国として万全かつ厳格な対応を行うこと。

二、高齢期の職員の活躍を確保する定年年齢の引上げに際し、若年層を始めとする全ての世代の職員が英知と情熱をもって職務に従事することを可能とするため、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など、地方公務員の働き方改革の一層の推進に向け努力すること。また、非常勤職員と常勤職員との給与・手当等の格差をなくすための処遇の改善等に一層の努力を行うこと。

三、地方公共団体において段階的に定年年齢を引き上げる期間における必要な新規採用を継続するための定員措置のほか、職員の希望に基づく暫定再任用職員のための定員の確保のため、必要な配慮を行うこと。

また、地方公共団体が大規模災害や新型コロナウイルス感染症対策に極めて困難な行政運営を強いられている現状を踏まえ、地方公務員の超過勤務の縮減に資することを含め、定員の在り方に関し地方公共団体へ技術的助言等を行うこと。

四、管理監督職勤務上限年齢制の例外の適用については、各々の地方公共団体の実情に応じた自主的・主体的な判断に委ねること。また、管理監督職勤務上限年齢制により降任等をされた職員について、当該職員が定年まで安心して職務に従事する職場環境等を地方公共団体が整えられるよう、配慮すること。

五、定年前再任用短時間勤務の選択は、あくまで職員の希望によるものであることから、任命権者に恣意的・一方的な適用とならないよう、必要な措置を講じること。なお、円滑な組織運営等を図るために、地方公共団体における定年前再任用短時間勤務にふさわしい職務の創設等に関して適切な助言と情報提供等を行うこと。

六、定年年齢の引上げに伴い、職員の加齢による諸事情への対応や地域貢献等を図るための高齢者部分休業について、全ての地方公共団体において職員の取得を可能とするため、関係条例

の整備が早急かつ確実になされるよう、必要な対応を行うこと。

七、民間企業においては、改正高年齢者雇用安定法等による高齢者の就業機会の確保及び就業の促進に係る措置が講じられていることを踏まえ、地方公務員においても、高齢期の職員の就業の在り方について必要な検討を行うこと。

八、段階的に引上げとなる定年年齢が、施行日の修正により繰下げとなる職員について、当該職員の希望に基づく雇用と年金の接続が図られるよう、地方公共団体に対する助言等必要な措置を講じること。

九、地方公共団体における定年の引上げの具体化に伴い生じる諸課題について、地方公共団体が職員等の意向を適切に把握し、円滑な実施を図るよう配慮すること。

十、今後とも職員の勤務条件に関することについては、地方公共団体は職員団体等の関係者と誠実に協議を行うこと。

十一、新型コロナウイルス感染症対策など住民の命と暮らしを守るため日々職務に従事している職員の安全を確保するとともに、安心して職務を遂行することができる環境整備に向けて、地方公共団体に必要な支援を行うこと。特に、妊娠中の職員に対する業務軽や感染防止について、地方公共団体における、厳格な措置を講じるための検討を速やかに行うこと。

右決議する。

以上